公益社団法人　大阪府理学療法士会

理学療法士臨床実習教育における倫理規程

（目的）

第１条　この規程は、理学療法士の養成教育課程の１つである臨床実習教育に関し、学生の適切な学習機会を確保するとともに、臨床実習教育において道徳通念や職業倫理の観点のみならず、学生の法的身分、患者および利用者（以下、「対象者」という）の保護、理学療法の質の担保、学生の人権擁護等府士会会員が遵守すべき事項を定め、ひいては適切な臨床実習教育の普及および定着化を目的とする。

（守秘義務）

第２条　臨床実習指導者および教員は、学生に対して理学療法士及び作業療法士法第１６条（秘密を守る義務）に基づく対象者の秘密を正当な理由なしに第三者に漏らしてはならない義務について教示しなければならない。

２　臨床実習指導者および教員は、学生に対して診療録やパソコン・データ、メモの取り扱い、および会話内容などについて、漏示の防止に努めるよう教示しなければならない。

（個人情報保護）

第３条　対象者のプライバシー保護の観点から、個人情報（対象者の住所、氏名、生年月日及び対象者の病状、患者評価、治療プログラム、治療の効果と治癒状況等含む）が公になることを防止するため、臨床実習指導者は学生に個人情報を厳重に管理するとともに、これを漏洩してはならない旨教示しなければならない。

（倫理観の教育）

第４条　理学療法士養成校（以下、「養成校」という）は、臨床実習教育において対象者の権利擁護や尊厳保持、臨床実習施設での人間関係における自律の育成等、多様な内容を含んでいることを認識し、学生が自ら臨床場面での規範を身に付けるための教育カリキュラムを整備しなければならない。

（臨床実習教育環境の保障）

第５条　臨床実習指導者および教員は、学生の学習の利益を尊重した意義ある実習が実施できるよう人的・物的環境を調整する。

２　臨床実習指導者および教員は、学生が臨床実習施設において良好な人間関係を形成できるよう配慮し、学生と対象者との関わりを支援する。指導にあたっては、放任や高圧的、威圧的な言動がないように留意する必要がある。

（対象者の保護）

第６条　臨床実習指導者は、臨床実習教育においてでも、対象者の安全を確保し、適切な医療を提供することを最優先事項とする。

２　臨床実習指導者は、対象者に不利益が生じないよう学生の単独行動を制限し、適切な理学療法を提供することを最優先させなければならない。

３　臨床実習指導者は、学生の対応可能な技能を十分に確認し、適切な理学療法の提供に務めなければならない。

（学生に対する安全配慮義務）

第７条　教員は、臨床実習教育においての第一義的責任は学生の権利の擁護であり、この責任は臨床実習教育する中で最優先されることを認識しなければならない。

２　教員は、学生と対象者または臨床実習指導者との人間関係に問題が発生したと判断される場合、解決に向けた適切な対応を行わなければならない。

３　教員は、規定された臨床実習時間に過不足が生じた場合には是正指導を行わなければならない。

４　教員は、臨床実習施設が学修の場として健全な環境であるかを適宜に確認し、学生の心身の健康を保全しなければならない。

（学生へのハラスメントの禁止）

第８条　臨床実習教育の場において、臨床実習指導者は意図に関わらず学生に不利益や損害を与えもしくは個人の尊厳または人格を阻害する行為に該当する行為が行われるリスクが存在することを認識し、これを行うことがないよう配慮しなければならない。

（臨床実習評価に対する適正化）

第９条　科目担当教員は、臨床実習における学生の学修を十分に把握した上で、客観的かつ適正に学生評価を行わなければならない。

２　総括的評価は教員の責務であることを認識し、臨床実習指導者は、日々の学生の学習成果について、形成的な評価に努めなければならない。

（規程の改正）

第１０条　本規程は、臨床実習教育を取り巻く社会的な環境の変化にも対応できるよう、定期的に改正されなければならない。

附　則

この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

この規程は、平成２８年１月１２日から施行する。